

○経済産業省告示第二十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならぬ支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月一日

経済産業大臣 萩生田光一

本則に次の一号を加える。

- 六 居住者による外国から本邦へ向けた支払の受領（貨物の輸出に直接伴ってする取引若しくは行為（以下この号において「取引等」という。））、工業所有権の移転若しくはその使用权の設定に係る取引等又は外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項から第三項までに規定する取引等に直接伴ってする支払の受領に限る。）であつて、輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）から受領するもの

## 附 則

- 1 この告示は、令和四年三月八日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならぬ支払等を指定する件の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第二十五号）の一部を次のように改正する。
  - 一 第一号りの次に又を加える改正規定中「団体」の下に「及び個人」を加える。
  - 二 附則を次のように改める。

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一号又の規定は、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件（令和四年外務省告示第七十九号）別表1に定める団体のうち、ロシア連邦中央銀行については公布の日から、バンク・ロシアについては令和四年三月二十八日から、その他の団体については令和四年三月三十一日から施行する。